

全産連労災発生情報 No.202008-1 「ダンプカーが処理場内の作業用の穴に転落し、運転席部分が近くにあったショベルカーと衝突」

【新聞記事】

●ダンプカーが転落し運転手死亡
 業廃棄物中間処理施設で、約5以下の作業場に荷台の汚泥を下ろす作業をしていたダンプカーが作業場に転落。作業場の近くに止めてあったショベルカーと衝突し、ダンプカーを運転していた間もなく死亡した。
 プカーは停止した状態で、荷台を上げて作業していた。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

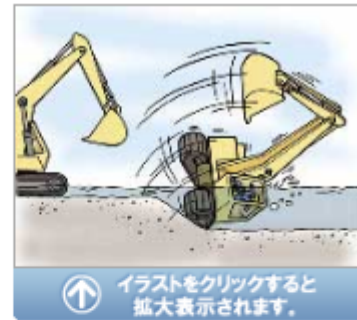
機械設備・有害物質の種類（起因物）	トラック
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 運行経路などについて作業計画を定めること
 あらかじめ運行経路、作業方法等について作業計画を定め、関係作業者に周知するとともに、計画に基づいた作業を確実に実行させる。
- ② 車両の転倒・転落防止の措置を行うこと
 車両の転倒および転落を防止するため、運行経路については必要な幅員を確保する、ガードレール等を設置する、荷台後ろの扉のロック解除の確認を徹底する、誘導者を配置することなどの措置を講ずる。
- ③ 安全管理体制を整備すること
 労働災害の危険が多い場所は、作業責任者の配置などの安全管理体制を整備するとともに、作業開始前の綿密な打ち合わせを実施する。重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する。
- ④ 運転者などの能力向上教育を実施すること
 運転者などについては、一定の周期で能力向上教育を実施し、過信などによる運転操作を行わないよう教育訓練する。

採石現場でドラグ・ショベルの移動中、沈殿池に転落



発生状況

この災害は、採石現場においてドラグ・ショベルが沈殿池に転落したものである。

この現場では、市街地およびその近郊の田畑から砂利を採取した後の穴を埋め戻すための土砂を採取しており、現場には2～3台のドラグ・ショベル、ブルドーザー、ブレイカーなどが配置されている。

災害発生当日の午後は、ダンプカーでの搬出が予定されていなかったため、作業員Aは土砂採取場所や運搬経路の整備、沈殿池に溜まった水を排出する配水管と排水柵の設置を行うことになり、まず同僚Bがドラグ・ショベルを柵の近くに移動させていたが、途中で水深約1.5mの沈殿池にドラグ・ショベルの片側のクローラが落ち約15度傾いてしまった。

そこで、ワイヤロープで繋いで別のバックホーで引き上げることにし、傾いたドラグ・ショベルの運転は経験の長いAが行うことになった。

Aは、ドラグ・ショベルに乗り込むと直ぐに「ワイヤロープを外してくれ」というので、他の者が危険なので制止したが、再度外すよう指示があったので、ワイヤロープを外したところ、まもなく機体はさらに傾き、横転し、運転席が沈殿池に水没してしまった。

その後、さらに別のドラグ・ショベルを持ってきて、2台で引き上げたがAは作業服に操作レバーが引っ掛かったまま窒息死していた。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 ドラグ・ショベルの操作技能を過信したこと

災害の直接的な原因は、被災者が同僚の制止を聞かずに自分の操作技能を過信し、転落防止のため他のドラグ・ショベルに接続していたワイヤロープを解かせ、自力でドラグ・ショベルを引き上げようとしたことである。

2 沈殿池の水位が上昇していたこと

ドラグ・ショベルが沈殿池にはまり込んだ原因としては、前夜の雨で水位が上昇していてドラグ・ショベルの通り道と沈殿池との区画が明確でなかったことがあげられる。

3 ドラグ・ショベル等の運行経路が定められていなかったこと

ドラグ・ショベルを移動させていた通路は一年ほど前までは使用されていたが、新道が完成してからは使用されていない道で、かつ、沈殿池に接近していたのに使用禁止などの措置を行っていなかった。

4 作業の指揮者がいなかったこと

この現場については、会社の常務が管理していたが常駐はしておらず、当日も朝に作業の指示をしたのみで現場を離れており、一作業員が作業の指示をするなど作業の指揮が明確に行われていなかった。